

宋代の賃牛に就いて：宋代の賃・租牛と牛政の第一章

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2335159>

出版情報：史淵. 56, pp.85-116, 1953-03-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

宋代の賃牛に就いて

— 宋代の賃・租牛と牛政の第一章 —

日 野 開 三 郎

目 次

緒 言

一 賃 牛

I 地主の小作人に對する耕牛貸與の一般化

II 地主・小作人間の賃牛制

III 賃牛制と地主・小作人の經濟

IV 賃牛制の民間普及とその所以（以上本輯）

二 租 牛

三 長生牛（東洋學報三二卷三號）

緒 言

言

中國民族が殆んど有史以來今日に至る迄、一大農業民族として終始して來たことは今更此所に論ずる迄もなく、従つて又彼等の歴史がその農業を離れては到底理解し難いものであることも此所に贅言するを要しない所である。近時中國農業の歴史的研究がその現状調査と相表裏して著しく東洋學者の關心を惹き、幾多の成果を收めつつあるは、かうした民族の

研究として正に當然のことであるとは云へ、學界の爲め大いに慶賀す可き現象と云はなければならぬ。

中國民族の農耕技術は夙くより耕牛使用の段階に達してゐた。役牛農業が何時の頃から初まり、どの様に普及して行つたかは大いに研究す可き問題であるが、とにかくその由來の頗る古いことは紛れない。従つて耕牛問題の歴史的研究は中國農業史上絶對に忽にす可からざる重要性を有ち、延いては廣く一般經濟・社會・政治上の問題としても極めて重要な意義を有してゐる。然るに中國農業農民史に對する研究が學界關心の中心たるかの觀を呈しつつある現在に於いても、未だ此れを大きく取上げた專考論文のあるを聞かない。勿論、それは筆者の寡聞懈怠の致す所であるかも知れないが、それにしてもとにかく此の問題が學界に論じ悉されてゐないことは確かである様に思はれる。本稿はかうした現狀に鑑み、以上の見地に基き、耕牛史研究の促進にささやか乍らせめてもの一礎石を置かんとの念願から起草したものである。

耕牛の研究としては、その動物學的考察や牛耕の技術、牛耕用農具や生産力の究明等、種々の問題を含んでゐるが、それらは何れも特殊な自然科學的知識を必要とし、筆者の能力の到底及び得ない所であるので、總て割愛せざるを得ない。筆者が自己の能力と蒐集し得た史料とに基いて先づ取上げたのが本稿の租・賃牛と牛政との問題である。租・賃牛は主として經濟的・社會的考察の基礎をなす問題であり、牛政はその政治史的考察である。而して時代を宋代に限つたのは、筆者が唐宋以外の時代に就いて全く無能であるからである。牛耕農業の普及狀態や耕牛の需給關係等、耕牛史上の特に重要な問題に解決の鍵を與へるのは、此所に取上げた租・賃牛や牛政の研究である。

耕牛問題に筆者が初めて關心を寄せたのは昭和七年の昔で、爾來目に觸れた史料を徐々に蒐集して今日に及んだ次第であるが、然しそれは他の問題の研究に必要な史料を繕閑し乍ら寓目したものを隨時書き抜いて置いた程度で、専心此れが採集に當つたわけではない。加ふるに終戦前後の混亂に紛れて既集資料の一部散失や倉庫の中で被つた鼠害もあつて、使用資料の面に萬全を缺く弱味のあることを自ら深く感じてゐるが、筆者未だ老耄拙筆の類齡でもないので、他日緩慢乍ら

も此れを補正したい考へである。幸に大方の御教示を希つておく次第である。(昭和二十三年)

さてかうした意圖の下に纏め上げた論稿も未熟の致す長文の爲めに、數回に分斷して發表せざるを得なくなつた。かくて最初に發表したのが昭和二十五年發行の東洋學報三二卷三號所載の「宋代の長生牛」で、全文の第三章に當る部分であり、第二回目の發表が即ち此の稿で、第一章に當る。第二章及び第四章に當る租牛と牛政とに就いては後日機を得て發表したい考へである。(昭和二十八年一月)

一、賃牛

此所に云ふ賃牛とは耕牛の有料貸借の様式である。凡そ耕牛の有料貸借に就いては、貸し手と借り手との間に大別して二つの異なる關係があつた。その第一は貸し手が地主で、借り手がその地主の小作人である場合であり、第二は双方の間にかうした小作關係のない場合である。耕牛は相當高價なものであつた。宋會要・食貨^二營田雜錄・紹興六年十月二十二日の都督行府の奏言に依れば、^{註一}官牛三百頭を壽春府の、一百頭を濠州定遠縣の無牛農民に貸給し、^{註二}の代價を五年間に年賦償還せしめてゐるが、その價額は一百貫省と定められてゐる。當時は宋室南渡の初めで、金軍の擾亂により物價躍騰して經濟的に頗る不安定な時代であつたが、それでも一百貫省は米數十石に當つてゐた。かうした高價な耕牛をその日暮しの生活さへも支へかねてゐた小作人が購入し得る筈はない。必要な牛力は富裕な有牛農家、特にその地主に借る外なかつたのである。而して地主はつとめて耕牛の所有増加をはかり、此れを小作人に貸與して彼等の要求に應ずると共にその料賃をとつて收益をあげてゐた。かくしなげれば、已に役牛農業の段階に入つてゐた宋代に於て、小作人による大土地所有の經營は事實上不可能であつたのである。地主の小作人に對する耕牛貸與は宋代農業經營の一般的慣行となつてゐたのであつて、此のことに就いては後文に例を擧げて證述する豫定である。勿論、地主の耕牛貸與がその小作人のみに限定せられ、

他に及ばなかつたとの断定を下すことは許されず、自家の小作人以外の者に對しても貸與する場合があつたことは當然考へられる。然し何を措いても自家の小作人への貸與を第一とし、餘力のある場合にのみ他の者にも及ぼしてゐたことは當然想像せられる所である。耕牛を借用せざるを得なかつたのは貧窮農民たる小作人であり、耕牛購入の財力を有ち得たのは地主であり、此の地主がその耕牛を先づ第一に貸與したのが自家の小作人であつたとすれば、實際問題として耕牛の貸借が最も多く行はれたのは地主とその小作人との間に於いてであつたことは自ら明かであらう。因みに此の地主には富裕農民の外に寺觀宮廟があり、更に營田・官莊の經營者としての官府があつた。官莊とは逃田その他の没官田や無主荒地の政府開墾田で中央本省や地方州縣の管理するものを指し、營田は軍事機關の管理する官田を指す。何れも小作人をして耕作せしめてゐた。軍管理の官田で兵士をして耕作せしめるものは屯田と云つた。かうした地主としての寺廟官觀や官府も亦小作人たる農民に耕牛を貸してゐた。蓋し賃牛なくして小作田の經營は事實上成立しなかつたのである。

次に耕牛の有料貸借をその様式に就いて見るに、此れ亦大別して二つの場合が考へられる。その第一は、一定の年限を定め、若しくは年限の定めなく、借り手に牛を貸渡し、年間を通じて自由に役使せしめ、毎年所定の料賃をとる様式であり、第二は借り手が牛力を必要とする時期にその都度その必要量だけを借用し、それに應じて所定の料賃を支拂ふ様式である。前者は官と官田の小作人との間に一般的に見られ、後者は民間地主とその小作人との間に普及してゐた貸借様式である。寺廟官觀は此の兩者をそれぞれ個々の事情に應じて採用し、時に并用してゐた様である。尙官は營田・官莊の地主としてその小作人たる農戸に耕牛を貸す外、政府として農業生産振興の立場から一般農民の鬪牛者にも貸す場合が屢々あつたが、何れの場合もその様式は殆んどすべて前者であつた。

さて耕牛の貸借様式にかうした全く異なる二つのものがあつたとすれば、それらの別を明かにする爲め、個々の様式を呼ぶ特定の名稱が無ければならぬ。本稿に云ふ租牛とは上述の第一様式を、賃牛とは第二の様式を指す語として筆者が假に

定めた名稱である。尤も租牛・賃牛は共に筆者の造語ではなく、宋代の文獻に已に見えてゐる賃牛關係の用語である。當時の文獻には賃牛關係を示す語として租牛・賃牛の外に租賃牛・長生牛等種々の用語が見えてゐるが、その内容や用例を検討するに、相互に混同混用が行はれ、これらの諸語が賃牛關係を示すものであることは紛れないにしても、當時の複雑な賃牛様式を區別する特定様式の特定名稱では無かつた様である。長生牛に就いては後章に詳述するので省略し、賃牛・租牛の混同例を二三示しておく。

宋史卷一食貨志・布帛の項の淳熙八年の條に

詔兩淮漕臣吳瑒。與帥臣張子顏措置。子顏等言。中。又如賃牛物力。以其有資民用。不認科配。

とあつて賃牛を資産に評定し、それを和預買絹科配の基準に繰入れてはならぬとの臣僚の奏言に對し

於是紹興府櫟宮田園・諸寺觀延祥莊並租牛耕牛合蠲和買。並於省額除之。

とて耕牛・租牛の科配を免じてゐる。此の場合の耕牛とは自家用の耕牛であり、租牛とはやはり耕牛を含み寧ろそれを主としてゐるが、とにかく自家用でなく他に貸して料賃をとる牛である。而して賃牛の免除を奏請したのに對し、租牛を免除するとの詔を出してゐる以上、賃牛と租牛とは同義語か、若しくは賃牛の中に租牛をも含み、賃牛は一層廣義の有料賃牛制を指す語か、その何れかでなければならず、何れにしても租牛と賃牛とを對立する二様式の賃牛制を指す特定語と見ることが出来ない。又宋會要・食貨・營田雜錄・紹興六年十月二十日の條に

都督行府言。提舉營田諸路州縣。將寄養牛租賃闕牛人戶。以二年爲約束。未滿五年。不得輒取。從之。

とあつて官の寄養牛（後述）を民間の闕牛農戶に貸すを租賃と云つてゐる。五年以上の貸渡しであるから、明かに租牛様式であるが、此れを租賃と云つてゐるのは、租と賃とが類同の義に用ひられ、別義の語として對用せられてゐなかつたことを示す。尙他にも類例が見出される。つまり賃牛・租牛の語は宋代の文獻に屢々見えてゐるのであるが、その實質内容

が本稿に云ふ賃牛・租牛の何れに當るかは、その都度検討して見る必要があるわけである。と云ふのは、宋代の文獻に於いては賃牛・租牛の對用は無く、寧ろ混用せられており、本稿に云ふ賃牛・租牛は此の宋代の用法とは關係なく、貸渡し様式を租牛、時間貸しを賃牛と規定してゐるからである。宋代の文獻に云ふ賃牛・租牛と本稿に使用する賃牛・租牛との混同を來さざる様、特に一言斷つておく次第である。

I 地主・小作人間に於ける耕牛貸借の一般化

賃牛制、即ち牛力の時間貸しは耕牛に就いてのみ行はれてゐたわけでは無く、況んや地主・小作人間にのみ行はれてゐたわけでもない。地主・小作人間以外の農民間でも行はれたと考へられることは先に一言したが、更に荷駄の運搬輸送や車牛に就いても行はれ、殊に時間貸の發展形態とも見得る運送業が營業として營まれてゐたものの如くである。宋史^{卷八}食貨志・役法下・紹興年間の條に、課役賦課の基準となる民間個人資産の評定に當り、胥吏が細民の苦しみを察せず、却つてあばら家や耕作用の刀斧・鶏犬豚羊の類から些量の飯米迄資産に計上し重く課役する弊害に對し、此れを憂へた高宗がその對策を命じたことを記し

於是又爲之限制。除質庫・房廊・停車場・店舖・租牛・賃船外。不得以猪羊雜色估計。

とある。質庫は質店、房廊は貸市場、停車場は營業用倉庫、店舖は貸店舖、賃船は營業用賃船（従つてその發展形態とも云ふ可き水上運輸業の船を含む）と解せられ、従つて此れらと並べられた租牛も營業用の賃牛を指し、その發展形態とも云ふ可き陸上運輸業の牛をも含んでゐるものと思はれる。賃船・租牛とあるが、此の租と賃とを敢て別義の語として區別する必要のないことは先に述べた如くで、當時の一般用例によれば賃船・賃牛と云つて差支へないものである。然しだからと云つて此の租牛が専ら時間貸しの運輸業的賃牛のみを指してゐるものと見るのも狭きに失する。恐らく本稿に云ふ農村の賃牛・租牛等、料賃収入を目的とする營利的賃牛一切を含んでゐるものと見る可きであらう。運輸業は交通・商業の盛

んな街道上の要地に限られるから、實際に最も多かつたのは耕牛の租賃貸しであつた筈で、當然此れが右記事の租牛の最大の對象をなしてゐたことは疑ひない。右記事に續いて

其後并耕牛・租牛以免之。

とて自家用の耕牛に並べて租牛とあるは、租賃貸しの耕牛を主對象としたことを想はせる。つまり牛の租賃貸しは耕牛に於いて最も多く行はれたが、運輸等の賃貸營業があつたことも疑ひ無く認められるのである。従つて賃貸牛の研究としては當然この運輸業の役牛も問題となるわけであるが、考察の主眼を農業農民史におく本稿では此れを割愛し、専ら耕牛のみを對象とする。

さて問題の範圍を耕作用の牛に限定し、此の立場から地主・小作人間に多く行はれた賃牛制を考察せんとすれば、その前提として先づ地主の小作人に對する耕牛の貸與がどの程度に行はれてゐたか、換言すれば耕牛貸與が當時の小作制の上どの程度の重要性を有してゐたかを見ておく必要がある。地主にも一般人、寺廟宮觀、官府等があるが、主として民間に行はれた賃牛制の研究に當り、さしづめ必要なのは一般地主（官吏も豪民・地主として此の中に含めて）の小作人に對する耕牛の貸與である。

唐宋時代に大いに發展した大土地所有、即ち莊園の小作人は莊客・佃客・浮客・客戶・地客・火客・租客・客・莊戶・莊人・佃戶・佃家・佃民・佃人・租戶・種戶・種地人・種佃人等、種々の名稱を以て呼ばれてゐた。此の中、莊客・佃客・浮客・客戶・地客・火客・租客・客等、客又は客の語を用ひた稱呼の特に多いことは注目す可きである。又此れら諸用語の中、最も廣く用ひられた一般的な用語は佃戶・佃客・客戶等で、やはり客を用ひたものが多い。客とは元來他郷から流れて來て僑居してゐるものを指し、客戶・浮客等も此れと全くの同義語である、彼等が郷里を出るには種々の原因があり、個々によつては必ずしも同一でないが、總じて云へば、諸種の事情から窮乏して産を破り、故郷に居たくも居たたまれず、生きん

が爲めには他郷に出でる外なく、止むなく流浪したものである。中國では歷朝を通じてかうした流浪者の發生は跡を絶たず、殊に一度び天災・兵火に見舞はれば群を成して一郷一縣一州一路より他郷・他縣・他州・他路へと流れ、所謂大流民の出現となつてゐた。流民の多くは確實に更生の見込みある目的地をはつきりと抱いて移動して居たのでは無く、只漫然と食糧豊富と噂される地やその他多少とも希望のもてそうな地を指して暗い流浪を續けてゐたものである。そして老幼は精根つきて溝壑に墮れ、饑餓疫癘に死する悲惨な運命におかれ、強壯は窮迫の果て山野に伏して賊匪となり、都市に入つて遊手（遊俠）となり、治安を紊すのみならず、時に姦雄に指導せられて叛亂革命の手先となることさへあつた。従つて流民對策は歴代王朝が最も苦心した所で、社會政策の重心も結局は此の流民の脅威に備へて行はれたかの觀さへある。然も一度び大流民の發生を見ればその安輯は至難中の至難事で、成功率少く却つて國を喪つてゐる場合が多い。唐の中葉以後は藩鎮の跳梁跋扈や北方民族の侵入による内亂外寇の續發に促進せられて流民の發生頗る多く、最後に有名な王仙芝・黃巢等の流賊によつて命脈を絶たれた。五代を経て北宋時代に入るや文治主義の中央集權制度の確立によつて表面的には泰平の政治を謳歌してゐたが、然も流民の發生は絶えず、社會的には常に不安を包藏して王則（河北）王小波（四川）方臘（東南支那）等の内亂が起つてゐた。南宋に入るとその初期は金軍の南侵・皇室の南渡による大混亂によつて流民匪賊は一時天下に充満した觀があつた。かうした流民問題に統いては別の機會に論ずる外ないが、此の流民がともかくも落着いて行つた世界を見るに、凡そ三つに大別せられる。その第一が莊園であり、第二は國家や軍閥等の募集する軍隊、第三は匪賊遊手等の不法生活であつた。即ち流民はその最大部分が莊園に收容せられてそこに寄居生計の途を見出して居たのであり、又莊園の小作人は殆んど大部分がかうした寄居の客戸出身であつたのである。小作人を呼ぶに莊客・佃客等の語が用ひられ、更に客戸・浮客・客等の語が用ひられてゐるのは、小作人が殆んど他郷者たる客戸、即ち流民出身の徒であつたことによるのである。かうした流民出身の客戸が所謂身一つの極貧者であつたことは云ふ迄もあるまい。勿論、客

戸の中には他郷に流寓の後ち、牛具・農器を揃へ、家を有ち、莊田園林を購めて次第に産を成し、一本立ちの農民から更に地主に迄成上る者もあつたが、それは夥しい客户の中でも極く一部の才能あり環境にも恵まれた一部小數の特殊幸運者に限られ、又かうした有産客户は主戸に編入せられ、税戸として客户の扱ひは受けなかつた。従つて當時の所謂客户の概念中には田産所有者は入つて居ないのである。宋會要・食貨九戸口雜錄・開寶四年七月の戸口檢實の詔に

宜令遂州判官。互相往彼。與遂縣令佐子細通檢。不計主戸・牛客・小客。盡底通抄。云云。

とあつて戸口調査に於いて主戸・牛客・小客の別を設けてゐたことが見える。即ち客户を更に有牛客户と小客户とに分ち、有牛客户を主戸に次ぐ一段上の客户として扱つてゐる。有牛者である以上、必ずやその他の耕作器具も揃へ有ち、又家具・什器は勿論、住屋を有する者も居たであらう。小客はさうした線にも至らぬ極貧客户である。尙牛客の語は客户が産を築く過程に於いて耕地よりも耕牛を先づ入手するのが相當一般的事であつたことを察せしめる。かうした牛客は已に一段上の客户であり、最も一般的な客户、即ち小客は耕牛を初めとして農耕生活に必要な一切のものを全然有たない赤裸の者が多かつたのである。

小作人たる客户の實體が、上述の如く、一部の所謂牛客を除く外、赤裸の極貧者たる所謂小客をその大部分として居た以上、彼等を用ひて莊園を經營して行く地主は彼等の爲めに農耕者としての生活に必要な一切のものを備へてやらなければならなかつたわけである。先づ彼等を住まはしめる家屋、農器や耕牛及び牛具は勿論、種子や收穫期迄の食糧、家具・什器より葬祭その他の爲めの錢に至るまで、最低の農耕生活に必要なものは總て地主から貸してやらねばならなかつた。而してかうした一切の借受けから初められる小作人の生活は何時迄も改善せられることなく、永く此の借受生活を脱し切れなかつた、と云ふよりも脱し切れない仕組みになつてゐたと見るのが實狀に一層適切であつたのである。それは此れらの貸與にはすべて利賃が要求せられ、それら利賃の總計と小作料とを合算すれば、彼等小作人が一年間勤勉刻苦して得た收

種の一部を投げ出さねばならぬ類に仕組まれてゐたからである。つまり當時の現實は地主が小作人に家屋・農器・種子・糧食・錢・什物・牛具その他一切の生活必需品を貸與することによつて莊園の經營が行はれ得たのであるが、それと同時に小作人は此の一切の借受け生活に釘付けせられ、それから脱し切れない仕組みになつてゐたのである。家屋・農具・種子・糧食・錢・什物等の貸與に關する證例は割愛して、此所には當面の耕牛貸與の一般化を示す二三の例をあげておく。

宋會要・食貨^{第六} 墾田雜錄・嘉定四年四月四日の條の權知楚州王益祥の言に

寶應・塩城縣管下地分村保根括到無主水陸田約一千餘頃。欲從本州縣鄉例。召募佃客耕種作營田。所有合用牛隻・農具・種糧・什物等。共約官會一十四萬一千七百五十貫文。豫備糧米在外。

とあつて無主の沒官田一千餘頃を耕作せしめる爲めに佃戸を召募し（一頃に一戸、従つて千餘戸）、その具體的な方法は一切此の地方の郷例（土地の慣行）により牛隻・農具・種糧（種子・糧食）什物等を貸與することとし、その費用を十四萬一千七百五十貫、即ち一戸當り約百四十貫と見積つて居る。牛隻の貸與に郷例が存してゐたと云ふのは、その慣行の一般化を示すものである。又同卷・嘉定十六年十一月五日の條に

今聞。三路土豪之爲忠義者。有願自備費用。自治農器。自辦耕牛。自用土人。各隨便利趁時開墾。

とあるのも地主の佃戸召募が耕牛貸與を必須の條件として居たことを示す適證である。同書・食貨^三 營田雜錄・乾道元年八月三日の條に

上。楊存中。以楚州寶應縣田三萬九千六百四十畝。并牛具・船屋・莊客等獻納。

とあつて大官楊存中が大地主として約四百頃の耕地とそれに必要な牛具・家屋・船及びそこに働く小作人等を一括して國家に獻納したことが見えるが、これらの耕牛・家屋・船等が小作人に貸與してゐたものであることは極めて明かである。

船は田舟若しくはクリークの運搬船で、低濕地農業には心須のものであつたのであらう。朱子大全集^{卷一〇〇} 勸農文に

如當耕牛車水時。仰田主依常年例應副。

とて耕牛及び車水の車を小作人が地主から借り受けるのが常年の例であつたとある。右に云ふ車とは灌排水用の龍骨車のこと、又此の龍骨車で水を灌排するを「車す」と言つてゐた。龍骨車を單に車と云つたのは、此れが南支水稻作地帯の農具として必要缺く可からざるものであり、殊に宋代農業史の一大特色とも云ふ可き水利田の發達によつてその重要性を増してゐただけに、此れが頗る普及盛用せられ、「車」と云へば龍骨車を想はせる迄に至つてゐたことを示す。當時の正しい呼び方は踏水車であつた。農具としては製作費の最も高いもの一つであり、従つて赤貧の小作人に此れを自ら備へる力は無く、地主より借受ける外なく、それが一般の常例となつてゐたのである。此の南支に普及してゐた踏水車と並べられた耕牛の借受けも亦それが一般に普及してゐたことを示す。「常年の例に依る」とあるは、それが普及一般化してゐたればこそ使用せられ得た一句である。

耕牛の借貸は頗る一般化してゐただけに、そのことを示す例證は列擧すれば限りがない。以上は手許にあるものの中から僅々三四例を示したにすぎない。尙耕牛の使役には鋤その他の農具を必要とするが、小作人の多くは此れも亦借受けなければならなかつた。右記事の中に、單に耕牛とあるものの外に牛具・牛隻とあるは、かうした附屬要具を含めた貸借を表現したものである。然し單に耕牛とある場合でも文字通りただ耕牛だけを貸借したのではなく、附屬要具を含ませてゐるものと見る可きであらう。かうした牛具の貸借の一般化には當然その貸借の慣行が存してゐた筈である。先掲史例の中に見える郷例が即ちそれである。そこで此の郷例、即ち慣行を考究するに、それが本稿に云ふ賃牛制であつたと考へられるのである。

Ⅱ 地主・小作人間の賃牛制

前項に考説した如く、小作人は地主の牛具を借り受けて耕作するを通例としてゐたのであるが、その借入れ賃の料率に

就いて南宋の洪邁の容齋隨筆四卷牛米の條に次の如く見えてゐる。

予觀今南宋之初吾鄉江州鄱陽縣之俗。募人耕田。十取其五。而用主牛者取其六。謂之牛米。

即ち江州方面の小作料は收穫の十分の五で、地主の耕牛を借用する場合は更に收穫の十分の一を増して十分六とし、此の十分一の借牛賃料を牛米と稱してゐたのである。牛米の語の存在は牛米支拂の一般化、即ち主牛借入れの一般化を示す。次に南宋の王炎の雙溪集一卷上林鄂州書に

湖右之田。中略計其所得於田者。膏腴之田。一畝收穀三斛。下等之田一畝二斛。若有田不能自耕。佃客稅而耕之者。每畝所得一斛一斗而已。有牛具種糧者。主客以四六分。得一斛一斗。無牛具種糧者。又減一分也。

とあつて、湖右の地方でも地主の耕牛を以て耕作する小作人は同じく收穫の十分一を借牛賃として支拂つてゐたと云ふ。收穫の十分一を耕牛の貸借賃料とするのが一般的な郷例であつたことを察するに足らう。尙右王炎の畝收額に關する計算は一見その基準が判明し難いが、大體次の如くであつたと解せられる。

- (イ) 自作の場合、上等田畝收三石、下等田二石として平均二石五斗。
- (ロ) 自ら牛具・種糧（種子・糧食）を有する小作人に耕作せしめる場合、小作料として收穫の十分四の一斛と添加一斗とを合した一斛一斗。

(ハ) 牛具・種糧無く地主より貸與する小作人に耕作せしめる場合、小作料として收穫の十分四の一斛。添加一斗。牛米として收穫の十分一の二斗五升。計一斛三斗五升。

右の添加一斗の正體は言及せられてゐない爲め判らないが、恐らく（りやい）耗米分としての添加で、當時の慣行であつたのであらう。國家に納める税米等にも此の耗米分の添加があり、此れを耗・加耗・鼠雀耗等と呼んでゐた。我が國でも此の慣行が嘗て存在し、筆者の郷例（愛媛縣・大洲藩）では一俵（四斗）に二升を加へてゐた記憶がある。尙牛具と共に種糧をあげて

るが、實際には此れを畝收の中に計算してゐない。此れは種子・糧食として貸與したものに對し元利の返還を受けるだけで、その収入は貸付量に依つて増減し、田畝の額とは關係なく、従つて畝收とは見なし得ないものであつたからである。かく畝收と關係のない種糧を畝收と關係ある牛具と並べ論及してゐるのは、牛具を借る貧農は種糧も借り、現實に常に一括して扱はれてゐた爲めであらう。牛米は收穫を基準としてその十分一と定められるのが郷例であつたのであるから、直ちに地主の畝收高に關係してゐたわけで、此の點は特に注意しておかなければならぬ。

收穫の十分一を借入れ賃とする地主の耕牛使用は廣く天下の慣行となつてゐたと考へられること、上文に論述した如くであるが、さて然らばその借入れの様式はどうであつたか。年間通じて借入れる租牛制であつたか、それとも必要時必要量を借入れる賃牛制であつたかと云ふことが問題になる。尤も此れを専ら一方の様式のみ行はれ、他は全く採用せられなかつたものと豫想することは妥當でなく、寧ろ兩々何れも事情に應じて採用せられてゐたと見るのが常識的であり、又實際でもあつたと思はれるが、然し何れか一方が盛んで、他を壓する主要様式であつたことは充分察せられる。朱子大全集 卷一 勸農文に

郷村小民。其間多是無田之家。須就田主討田耕作。每至耕種耘田時節。又就田主生借穀米。中。如當耕牛車水之時。仰田主依常年例應副。

とあるに依れば、必要時必要量の牛力を借入れるのが田主・小作人間の一般的な貸借様式であつたことが窺はれる。單にかうした史料があると云ふだけでなく、當時の土地所有の實態勢より考へて此の様式こそ牛力の最も效率的な活用法であつたことが認められ、此の點よりするも此の様式、即ち賃牛制が最も一般的なものであつたと解するのが妥當であらうと思はれる。即ち必要時必要量を借用する賃牛の牛賃が收穫量の十分一で、此れが田主・小作人間の支配的な耕牛貸借様式であつたのである。但し貸し渡しの租牛制の行用を否定するのではない。又地主・小作人の關係を有たない者、或は他人の

小作人との間にも此の賃牛制が採用せられる場合もあり得たと考へられる。然し現實に宋代の農業に大きな意義を有してゐるのは地主・小作人間の賃牛制である。所で此の收穫の十分一を牛賃とする賃牛の借り入れ牛力に就いては更に一考する必要がある。

收穫量に對する十分五の小作料は古くから最も廣く行はれた中國の基準的な料率で、唐宋時代も同様であつたが、然しすべてが此の率であつたのではない。宋代に就いて云へば、十分五を基準とはしてゐるが、十分四の例もあれば十分の六七に及ぶ例もある。概して云へば畝收率の大きい膏腴田に於いて高率で、下田に於いて低率である。然しかうした肥瘠の外に耕作の難易や灌排水の便不便その他農業労働力と耕地面積との關係等、種々の條件が小作料決定の要素となるので、必ずしも畝收額の多少のみで小作料の高低は律せられない。尙宋代の稻作田では下田二石、中田三石、上田四石と云ふのが平均畝收額で、二石以下の地は經營農業としては成立し難かつた様である。かうした率料制小作料の外に定額制小作料もあり、定額制にも物納と貨幣納とがあつたが、此の定額制の例は少く、率料制が支配的であつたと云ふ^註。所でここに問題となるのは此の十分率を適用する基礎の數字である。此の基礎をその歳歳の實收高としたのか、それともその耕地に於いて當然擧ぐ可きものと決められてゐた額高としたのか、此の點、未だ充分究明せられてゐない様であるが、何れにしても耕地にはその土地の基準收穫量とも云ふ可きものが過去の經驗から割出されてゐた。朱子大全集^{卷二}乞給借稻種狀の中に

今措置。欲依鄉俗體例。各請田主。每一石地。借與租戶種穀三升應副。

とあつて杭州（今の浙江省・金華縣の地）地方では田主が一石地に就き三升の種穀^{タネデミ}を小作人に貸す慣習であつたと云ひ、耕地面積を示すに一石地なる表現法を用ひてゐるが、此れは基準收穫量が判つてゐる爲め、一石を收穫する地と云へばその面積も判つて居たからである。そしてかうした基準收穫量を基礎とする小作料率適用の慣行の上に「附種」と稱する獨

特の官田小作制が發達してゐたことは嘗て論述した如くである。^{註9}此の様に基準收穫量が定つており、従つてその十分一と定められた賃牛の牛賃も略々豫定せられてゐたとすれば、此の料賃に對する耕牛の借用日數も毎畝に就き畧々慣行的に決められてゐたであらう。勿論、個々には多少の相違があつたかも知れないが、大體の幅は相似たもので、むやみに長日數借入れたり、又は短かく限定せられたりすることは無かつたであらう。^{註10}

要するに、此所に云ふ宋代の賃牛制とは小作人が地主よりその地方の農業慣行によつて決められた時期・日數の牛力を借りて耕作し、その牛賃として收穫量の十分一を地主に納めてゐた制度で、此れが地主・小作人間の支配的な耕牛貸借關係として採用せられてゐたのである。

牛米のことを記した容齋隨筆の上文の續きには

燕慕容軌。以牛假貧民。便佃苑中。稅其十之八。自有牛者。稅其七。參軍封裕諫以爲。魏晉之世。假官田牛者。不過其什六。自有牛者。中分取之。不取其七八也。

とあつて官田小作の小作料は魏晉の昔から十分五であり、官牛を借る場合は十分六であつたこと、燕は十分七の小作料をとつたが、此の場合も借牛料は十分一であつたこと等を傳へてゐる。此の借牛様式が本稿に云ふ賃牛であつたかどうかは不明で、寧ろ貸渡しの租牛であつたと見る可き可能性が多いが、とにかく收穫の十分一を借料とする借牛が極めて古くから行はれてゐたこと、小作料が十分七の高率に引上げられても借牛料は十分一を動かされなかつた程の固い慣習率であつたこと等を窺ふに足る。此れは官田に就いての所傳であるが、官田の經營は民間の慣行、即ち郷例に範を取るのが通例であるから、此れを以て民間慣行の古きを知る參考として大過ないものと思はれる。宋代の牛賃が畝收額の大小如何に拘らず、各地とも十分一に決められてゐた民間の慣行はその由來の極めて古いものであつたと解せられる。

Ⅱ 賃牛制と地主・小作人の經濟

小作制による地主の収入は即ち小作人の負擔である。賃牛制による小作人の負擔、従つて地主の収入が彼等双方の經濟にどの様な意義を有してゐたかに就いて考へて見る。

賃牛の牛賃は一率に收穫の十分一と云ふのが實際の慣行であつた。従つてその現實に拂はれる牛賃の額は先づその畝收額の大小に係つて居り、更にその面積の大小にも係つてゐた。又その栽培穀種によつて支拂の穀種も異つてゐたわけである。

中國の農作は淮水を境とする所謂南北支那で大いに異り、歴史を通じて北支は粟を、南支は稻を表作の主穀としてゐた。そして南支の稻作は中國民族の北支から南支への發展と相表裏して發達し重要性を増して行つた。南支の戸口が北支の戸口の倍近くにもなつた北宋時代には當然稻米が民族支養の第一主穀となり、全戸口の過半に及ぶ南支の住民を養つた稻米の餘剰は毎年平均六百萬石、粃にして一千二百萬石が北支に送られてその糧食を補つてゐた。南宋時代の國民が全く稻米に依存してゐたことは云ふ迄もあるまい。^{註11}かうした稻米の重要性と、その重要性の故に多くの史料を残してゐる事實とにより、ここでは此の南支稻作の場合に於ける賃牛の小作人負擔及び地主收入の問題を取上げることとする。

先づ稻の畝收額を見るに、地方に依り土質の良否に依つて異り、尤も膏腴と云はれた兩浙地方の上田で四石乃至六石、江南路地方の上田で四石、中田は共に三石、下田は二石であり、荊湖路方面では、既述の如く上田三石、下田二石とせられて居た。二石以下の地は通例經營農業として成立せず、邊境その他穀不足の地でなければ引合はなかつた様である。平均的に見て下田二石、中田三石、上田四石以上と見て大過無い。勿論、此れは穀^{モミ}で、米に直せばその半分である。^{註12}

次に耕作面積が問題となるが、宋代の稻作專業農家の耕作面積が平均どの程度であつたか、未だ明かでない。平均五人の家族としてその耕牛を使用しての最高耕作能力の面積や實際の平均耕作面積を知ることが最も重要な研究課題で、それには資料の丹念な調査蒐集が必要であるが、未ださうした成果のあるを聞かず、遺憾乍ら明かでない。然し散見する南宋

の官田經營の例を検するに、大體一戸百畝（一頃）の耕地貸與を限度とし、中には五十畝・六十畝單位に耕牛を配貸してゐる場合もあるので、恐らく百畝が耕作可能の大體の限度で、時と處とによつては六七十畝の耕作が中等の耕作面積となつてゐる場合もあつたのではないかと想はれる。勿論、それ以下の零細農家も多かつたことは紛れない事實であるが、所謂適正面積としては六七十畝より百畝の間であつたと見て大過無いのではあるまいか。此の見解は今後の研究によつて訂正を要するに至るかも知れない推測程度のものであるが、とにかく此の基準を以て一應の考察を進めて見る。

耕作者が耕牛を使用するか否かは一應耕作者自身の自由意志であると云へないことは無いが、それは正しく空論で、現實には中國の農業は役牛段階に入つて己に年久しく、耕牛なくして稲作の經營農業は成立しなかつたのであるから、耕牛の使用は殆んど絶對的であつたと稱して差支へない。然し赤貧洗ふが如く、耕牛の自力購入の如きは到底及びもしないのが宋代小作人の實狀であつたとすれば、牛力借用の外なく、古くからの慣行に従ひ地主から賃牛しなければならぬ絶對的な立場におかれてゐたと云はなければならぬ。そしてその結果が收穫の一割の牛賃を負擔しなければならなかつたとすれば、小作人の出さねばならぬ地主への小作料は、表面の契約の四割或は五割に對し、實際は更に一割を増して五割或は六割であつたこととなる。當時の所謂小作料は四割又は五割で、概して良田に高率で、兩浙地方の畝收六石以上にも及ぶ所では六割にも達してゐたと云ふが、小作人の經濟生活を考へるに當り、只此の契約小作料のみを負擔の基準としては實際に當てはまらぬ恐れがある。更に牛賃としての一割を割除してこそ眞の經濟生活に近いのである。つまり契約小作料は收穫の四割或は五割が郷例となつては居たが、實際の負擔は五割或は六割であつたわけである。勿論、契約六割の場合は七割の負擔である。

一方、地主は莊園を經營して行く爲めにその小作人が耕作上に必要とする賃牛用の耕牛を用意しなければならず、それだけに莊園經營の資本を多く要したわけであるが、然し同時に此の投下資本に對しては牛賃としての明確な収入があつ

た。小作料は中田五割が通例であり、牛賃は一割が天下の通率であつたのであるから、賃牛を併せ行ふ場合を行はない場合に對比すれば正に二割の増收で、所有耕地を五分一だけ擴大したのと同じ結果となる。例へば百頃の小作地を有する地主がその地を五割の小作料で耕作せしめて居たとすれば、賃牛によつて得る所の収入は二十頃分に當り二割の耕地を擴大したのと等しい収入をあげ得たのである。

然し簡單にかうした換算で片附けるには尙問題がある。それは一耕牛の活用面積には自ら一定の限度があり、又土地と異つて耕牛には壽命があり、それらを併せ考へて尙且つ賃牛が投資として引合ふか否かの検討が残されてゐるからである。

一耕牛の耕作し得る最高面積は判らないが、南宋の時盛んに興置せられた營田・官莊等の官田經營に於いて一耕作人に百畝の地と一耕牛とを與へた例が頗る多く、殆んど此れが基準をなして居た觀さへあるから、一耕牛で百畝を受持ち得たことは紛れない。それ以上の能力は判らないが、假に此の百畝の率を取つて見ても、畝收三石の中田を耕作せしめて得る牛賃は三十石となる。牛力の活用宜しきを得て百畝以上に及べば當然此の數も増すわけであるが、とにかく此れを確保することは容易であつたのである。

次に耕牛としての壽命を見るに、此れ亦その飼養の良否や牛の品種によつて異つてゐたであらうが、宋會要・食貨^三營田雜錄・隆興二年七月二十八日の條の知復州張沂の言に、紹興六七年の頃に營田・官莊を興置して小作人に貸與した官牛は三十年を経た今日、十の七八迄死んで居ると云ひ、^{註13}同書・食貨^六鑄放・紹興二十七年三月二十四日の條の四川四路安撫使兼知成都軍府事蕭振等の奏に依れば紹興五年の營田興置に際して小作人に貸與した官牛は二十餘年の今日殆んど相次いで倒死してゐるとあるから、最も長くて三十年を越え得ず、二十年もすれば殆んど死んで居たことを知る。更に同書・食貨^六營田雜錄・紹興二十九年二月二十七日の條の知鄆州宋曉の營田の弊に關する奏言中に

牛十年之後則不堪耕。云云。

とあつて牛そのものの壽命はともかくとして、耕牛として使用し得る年数は平均十年程であつたと論じてゐる。又續資治通鑑長編卷九天禧二年五月壬申の條に

廣德軍言。管内祠山廟。承前民施牛二百頭。並儼與民戶。每歲一牛。輸絹一匹。或經三十年。牛斃而猶納絹。欲望歷十五年已上者。並除之。詔可。

とあつて耕牛の生命を十五年と見てゐる。兩者の間に五年の喰違ひがあるが、此れは共に科學的研究の結果導き出された數字でなく、經驗的な觀測であるから、見る人によつて此の程度の差のあるのは寧ろ止むを得ない所であらう。本稿ではその中間をとつて假に十二年と見ておくこととする。此の十二年間を賃牛して得る收入を上述の基準で算出すれば三百六十石となる。即ち中田の地で一牛平均三百六十石の牛賃總額をあげることが、通常容易であつて、牛力の活用如何によつては此れ以上の收入も充分あげ得たと考へられるのである。十二年後に廢牛となり、或は倒死したとしても、それは無價値に歸するわけではなく、皮肉筋骨腑臟の何れも金になつて元金の少からぬ部分が回收せられたのである。然らば此の收入の穀價と牛價との關係は如何。

牛價の究明は耕牛問題の研究に於いて特に重要性を有つにも拘らず、その所傳史料は案外に乏しい。宋會要・食貨二營田雜錄・紹興六年十月二十日の條に

上。委孫暉及定遠知縣。借給歸業人戶耕種。免納租課。候秋成日。與ユルス作五年還納。每牛一頭。止令納錢一百貫省。從之。

とあるはその乏しい史料の一である。註14然も此の一頭一百貫省（七十七貫足）註15の牛價は平價に比して高目のものであつたのではないかとの懸念が強く抱かれる。先づ第一に此れは官價で市價でなく、そこに市價より高かつたのではないかとの懸

念が抱かれる一因がある。官價はとかく市價より高いのが通例である。又五箇年の年賦償還と云ふことも高値を聯想せしめる。然し一面から云へば、此の當時は金銭的利益よりも、對金抗争の食糧増産を第一急務としてゐた江淮地方での官價であるから、その意味では市價を離れて特別高價であつたと見る必要はないと思はれる。然しそれにしても此の市價の躍騰が考へられるのである。即ち當時は金軍の侵入蹂躪、宋の敗戦南走。賊匪の蜂起割據等によつて生産衰へ、流通亦阻滞して物價躍騰し、且つ地域的・季節的・年次的高低が著しく、常に動搖して安定してゐなかつたが、わけても耕牛は宋會要・食貨二・營田雜錄・紹興三年二月七日の條の左司員外郎張綱等の言に

略。今看詳。近緣盜賊屠殺。(牛)例皆闕少。江北諸鎮殘破日久。絕無販賣牛畜。云云。
とあり、同書・食貨一・農田雜錄・紹興十一年三月七日の條に

詔。壽春府・廬州・濠・潁・和・舒州・無爲軍。曾經賊馬。民間耕牛多被殺虜。云云。

とある如く、金軍の爲め淮南地方で徹底的に掠殺を被り、然も治安混亂の爲め民間に般運市賣する者なく、爲めに紹興十年頃にも尙極度に缺乏を來してゐたのである。元來は牛産地であつた此の地方も結局官の手で福建・兩浙・廣東等の非戰災地より至急移送する外なく、かくて續々と官の買上北送が行はれてゐた。此の頃の淮南に於ける貸賣官牛はすべて遠南より輸送して來たものである。淮南の牛價が他路の市價より高かつたことは勿論、官價も亦輸送費の關係で安くは賣れなかつたのである。従つて此の百貫省の官牛價は平均的な牛の市價とは見難い。

次に宋會要・食貨三・營田雜錄・紹興元年二月十八日の條の戸部員外郎・奉使兩淮馮方の言に依れば、南宋政府は一昨紹興三十一年十二月の赦書を以て、引退軍人の歸農せんとする者には淮南の土地と營農に必要な一切の錢物とを融通してやることとし、牛本錢として五十貫を貸し、歸農後に年賦償還せしめることとしてゐたと云ふ。牛本錢とは買牛の資金である。従つて此の記事に依れば紹興末年の淮南に於ける牛價は每頭五十貫であつたかの印象を受ける。此れを先の紹興六年

の一百貫に比すれば正に半價の安値で、紹興六年の牛價一百貫はやはり非常な高値であつたこととなる。所で尙ここに一考しなければならぬのは、政府の所謂牛本錢の貸し方である。牛本錢とある以上、必ずそれで一頭を買ひ得るだけの錢額を貸して居たかの感がするが、實は必ずしも常に一頭分を充分に貸してゐたわけではなく、その一部分を貸す助成的なやり方が多かつた様である。例へば宋會要・食貨一農田雜錄・淳化五年三月の條に

以宋・毫・陳・穎州民。無牛畜者目挽犂而耕。因令遂所人戶團甲。每一牛官借錢三千。令自于江浙市之。

とある如く、買牛錢として一頭に三貫の錢を貸してゐるが、三貫の錢は當時の値で稻米五六石分（日本の一石五斗乃至二石足らず）程度に當り、到底牛一頭の買へる額ではなく、明かに助成的な貸付けにすぎない。かうした例から推して紹興末年の五十貫も助成的なものではないかとの疑ひが起るが、尙よく考へるに、その貸付の對手が棟退軍卒であつたから、先づ市價の牛一頭分であつたと見るのが穩當であらう。即ち紹興六年の百貫省は特別の高値である。尙紹興末年から乾道年間にかけては、南宋の極盛時代として物價も比較的よく落着いて居た時代である。尙牛價の確實な所を知る爲めには更に多くの史例を蒐集對比する必要があるが、目下の所、以上の二例を得るにすぎないので、止むを得ずこれを基礎に論究を進めることとする。

南宋の物價が比較的よく安定してゐた紹興末年から乾道初年にかけての米價は一石に就き二貫文餘であつた。足陌にして一貫五六百文に當る。^{註16}従つて當時の牛價五十貫文省、即ち三十八貫五百文足を米石に直せば大約二十五石となる。又北宋末宣和年間の米價は二貫五百文省乃至三貫文省であつたと云ふから、^{註17}足陌に直して二貫乃至一貫五百文となる。南宋初年の米價は金軍擾亂のあとを受けて更に高く、殊に淮南の地は高値であつたと思はれる。紹興五六年頃の淮南の米價を示す適證は現在手許に見出せないが、宋會要・食貨・賦稅雜錄・建炎三年七月七日の條に

上。越州今秋上戸率折糯米。多至數萬石。糯米一斗爲錢八百。杭米爲錢四百。云云。

とあるは多少の参考とならう。即ち建炎三年の米價は米産の最大中心たる兩浙の越州で一石四百文省であつたのである。然もそれは年間で米價の最も安い出來秋のことであつた。兩淮の平價は此れより高くとも安くはなかつたであらう。紹興六年に先だつ七年前の兩浙の出來秋の米價であるが、假に此の米價を以て牛價百貫文省を米石に直すと二十五石となり、紹興末年の二十五石と正に一致する。かくて物價の騰落にかかはらず、南宋の牛價は大體米にして二十五石に當つてゐたものの如く解せられる。正確を期する爲めには尙多くの史料を蒐集する必要があること勿論であるが、未だ檢得し得ないので假に此れによつて論議を進めることとする。尙稻米二十五石は稻粃にして五十石である。

さて牛賃を一頃三十石とする先の基準により、牛價を五十石とすれば、牛價は一年八箇月の牛賃で回収し得る計算となり、耕牛の壽命を十二年と見て、十年四箇月の牛賃が利收に當る計算となる。此の利收部分は稻粃にして三百十石、稻米にして百五十五石となる。但し此の間飼養費が要るが、それは耕牛が所有者の手許に還つてゐる時のみで、賃貸中は借り入れ者が飼養したであらうし、又稻作農閑期で耕牛が還へされても此れを他方面へ活用して収入をあげたであらうから、飼養費は他の収入で相殺して差支へあるまい。例へば豆・麥・粟等の畑作・冬作への活用、車牛としての利用等の収入があり、又廢牛後の處理による収入等は恐らく飼養費を充分賄い得たであらう。三百十石の稻穀は恐らく純利收となり得たと思はれる。此れは畝收三石の中田計算である。畝收二石の下田百畝を基礎に計算すれば、牛價は二年半で回収し、九年半百九十石が利收となり、四石の上田ならば一年三箇月で牛價を回収し、十年九箇月四百三十石が利收となる。即ち上田ほど利收率高く、下田程低かつたが、何れもそれ相當の利收をあげ得たのである。而して右は牛力の活用を一牛百畝に限定した上での計算である。假に牛力の活用宜しきを得て二百畝を引受け得たとして計算すれば、上田は一年で牛價を回収して尙三十石を剩し、中田は十石を餘し、下田は十石を不足するのみとなり、十二年間の利收は上田九百十石、中田六百七十石、下田四百三十石となる。果して實際の利收が此の史料的基础の薄弱な計算通りに入つてゐたかどうかは疑問であ

るが、とにかく賃牛の購入が投資として可成り有利なものであつたことだけは充分認められるであらう。つまり賃牛は地主に取り耕地の二割擴大に等しい穀物収入の増加を齎し、且つその収入は耕牛の購入を相當有利な投資として成立せしめてゐたのである。地主が耕牛を用意して小作人に借したのは、單に莊園經營の上に止むを得ないと云ふ消極的な意味のみでなく、一つの有利な投資としての積極的な意味をも有してゐたと見る可きである。地主の立場に於ける賃牛の經濟的意義に就いては以上に止め、次に小作人の立場に於ける賃牛の經濟的意義を考へて見る。

收穫の十分一の牛賃が地主に取つて大きな収入であつたことは、それだけ小作人に取つて手痛い負擔であつたわけである。然もそれを支拂つてまで敢て賃牛したのは、たとへ十分一の牛賃を支拂つても尙賃牛農業が無牛農業に比して利益が多かつた爲めでなければならぬ。小作人の立場に於ける賃牛の經濟的意義をかうした所に求めつつ、此れを具體的に分析考究することとする。

南宋本大唐六典卷七工部・諸屯田役力各有程數の項の小註に

凡營稻一頃。將單功九百四十八日。禾一百八十三日。

とあつて一頃の田を耕作するに必要な労働力を人力單位に計算して稻を九百四十八日、禾アウを一百八十三日としてゐる。稲作期間を半歳と見註18、一夫婦の労働日數を算出すると三百六十日となり、此れを六典の功程に基いて稲作可耕面積に換算すると、約四十畝となる。而して半歳無休の労働は實際に考へられないし、又稲作には農繁・農閑期があつて労働力を均等に活用するを許さず、一時に多量の労働力を注入しなければならぬ期間があるので、實際の可耕面積は更に狭く考へる可きである。又婦人労働力は男子に及ばないことも考へなければならぬ。それらの點を考慮すると先づ三十畝限度となる。此れに對し一百八十三日の禾アウは夫婦の労働力を以て百畝を耕作し得る可能性が充分にある。唐の均田法は毎丁八十畝の耕作地を與へることとなつてゐるが、八十畝の田は禾ならば一百四十七日、稻ならば七百五十九日の労働量を要する計算と

なり、一夫婦を單位として考へれば禾の耕作は可能と見得るも稻は不可能と見る外ない。耕牛を考慮に入れず、只丁のみを對象として授田した唐の均田法は禾作地帯の北支ではともかくとして、稻作の南支では果して實施し得たか否か、大きな疑問が抱かれ、均田法の實施に對する筆者の豫ねてからの疑問、特に均田法を以て北朝的性格の制度で、統一國家的性格の制度に非ずとする考へ方に一根據を提供してゐるのであるが、問題が主題を外れるので詳細は略す。

右六典に云ふ九百四十八日の功程計算は唐の開元年間のもので、此れを二世紀乃至五世紀も後ちの宋代にそのままあてはめて考へることは勿論正しくない。宋代稻作の發達、特に畝收額の増加は稻作技術の進歩、特に集約化が考へられるが、然し革命的な機械の發明は考へられないから、所謂單功を以て計算した所要労働日數もさして大きな變化はなかつたものと見て大過あるまい。或は集約化によつてむしろ日數を増してゐたかも知れない。即ち人力一本の稻作は夫婦して三四十畝程度を出で得なかつたであらう。所が耕牛を使用しての稻作は一戸百畝迄可能とせられてゐたことが確かであるから、稻作に於ける牛力の意義は極めて高かつたわけである。稻作農業に於いて最も多くの労働力を要するのは耕地の耕耘である。此れを牛力で行ふか人力で行ふかは功程に決定的な影響を有つ。續資治通鑑長編卷五景徳二年正月戊寅の條に

上。以河朔戎寇之後。耕具頗闕。牛多瘠死。淮楚間。民用踏犁。凡四五人力。可以比牛一具。詔取式附轉運司。令詢民間。如可用則造給之。

とあつて踏犁を用ひた場合、四五人で一牛の能率を發揮し得たとある。註19耕耘は最も労働力を喰ふ上に農作季節に合はして此れを一定期限内に仕上げなければならぬ。所謂農繁期も此の起耕の際である。此の農繁期の労働日數を四五倍短縮し得るならば、事實上數倍の面積を耕作し得る。無牛農家の稻作面積三四十畝に對し、有牛農家の百畝は當然考へられる所である。

宋代中田の畝收額を三石として、無牛耕作を廣く四十畝と見做し、小作料を基準的な十分五とすれば、その小作収入は

六十石となる。而して役牛耕作百畝として牛賃十分一を拂ふ場合の小作収入は百二十石となり、正に無牛農家の二倍となる。果して實際が此の計算通りに行つたとは思はれないが、とにかく計算上に現れる此の大きな開きは現實に於いても役牛農業が無牛農業に比して格段的に有利で、無牛農業が經營的に成立し難かつたことを示して餘りあるものと云へよう。此所に小作人側から見た賃牛制の經濟的意義が見出されるのである。

無牛農業が經營的に成立たないとすれば、牛耕農業が一般化し普及するは當然である。續資治通鑑長編卷六景德四年十一月辛巳の條の眞宗の言に

民之災患。大約有四。一曰人疫。二曰旱。三曰水。四曰牛瘴。

とあつて民の生活を脅かす四大要素の一に牛病を計へており、又宋會要・食貨第七商稅雜錄・大中祥符八年七月二十二日の條に

詔曰。農牛之力。田畝是資。念疫癘之所傷。實耕耘之有廢。云云。

とあつて農業が全く牛力によつてゐたとあるが、かうした漫然と眺めればさして意義のなさうな記事も、上述の計算と對照して考察すれば、無牛農業が經營的に成立せず、従つて役牛農業が普遍化してゐたことを端的に示した記事であることが知られる。

以上を要するに、賃牛制はその牛賃収入を通じて地主の有利な投資部門であつたばかりでなく、小作人にとつても、たとへ牛賃の負擔があつたとは云へ、役牛によるそれ以上の収入によつてやはり有利な制度であつたのである。此所に賃牛制發展の基盤があつたことは云ふ迄もない。然しそれにしてもとにかく賃牛制が地主の小作人搾取の手段となつてゐたことは紛れない事實であり、宋代の農業・農民事を研究する上に見逃し得ない制度であると云はなければならぬ。

Ⅶ 賃牛制の民間普及とその所以

地主・小作人間に於ける賃牛制の普及盛行は宋代小作制の發達と役牛農業の一般化とから推して一應豫想せられる所であるが、更に此れを事實として先掲の乏しい採集史料の中にも徵證することが出来る。即ち容齋隨筆の記事に依つて此れが江西方面の民間に一般化してゐたことを知るを得、雙溪集の記事によつて荊湖方面の民間に普及してゐたことを確めるを得、朱子大全集の記事によつて兩浙地方の民間に行はれてゐたことを窺察するを得、延いては南支稻作地帯の民間に遍く普及してゐたことを認め得る。

賃牛の牛賃は一率に收穫の十分一であつた。小作料が收穫の十分五の江西も、十分四の湖右も共に十分一であつたことは此の全國劃一性を察知せしめるに足ること、先に論述した如くである。又十分七の苛酷な小作料を徴した古への燕の慕容皝さへも十分一を徴してゐるのは、たとへ此れが賃牛制とは云へないものであるにして、十分一賃牛制が古より北支にも存してゐたことを推測せしめる參考とはなる。小作料に十分五の基準的なものの外、十分四の軽いものから十分の六七の重いものに至る迄幾段階もあつたのは、慕容皝の様な因業地主の例は別として、一般的にはその耕地の耕作條件、特に土地の肥瘠、即ち畝收高の大小に主として依つてゐたこと、先述の如くである。牛賃はかうした畝收額や小作料率の大高小下に拘らず、劃一的に十分一であつた。此の劃一率が果して公平な牛賃を生み出すものとして採用せられてゐたのか、それとも他の理由によつて採用せられてゐたのか、知り得ないが、とにかく此の牛賃の劃一性・單純性は賃牛制の普及と相表裏し因果しあつてゐるものと見るを得よう。即ち劃一單純なるが故に普及し易く、又普及し普遍化してゐるが故にそのまま取入れられて行つたと云へよう。然し又只此の劃一性が賃牛制普及の唯一、又は最大の所以と見るのは妥當でない。

賃牛制普及の最も根本的な原因は役牛農業に依らなければ農業經營は成立しなかつたが、然も實際耕作者たる小作人その資力なく、資力を有つ地主に借らねばならなかつた點に在る。役牛農業でなければ經營が成立たなかつたことに就

ては先に論述した。又小作人が赤貧の境から脱し切れない仕組みの下におかれてゐたことも一言した。その仕組みたる當時の生産關係は此所に考説する邊がない。

役牛農業の段階に於ける小作人の買牛資力の缺除が賃牛制普及の根本原因であることは紛れないが、然し此の買牛資力の缺除を直接賃牛に結びつけるのは早計である。

耕牛の貸借制には賃牛の外に、年間を通じて牛を貸し渡して料賃をとる租牛制があつた。買牛資力の缺除は必ずしも賃牛制にのみ頼る必要はなく、租牛制に依つても解決出来る問題である。然るに民間の地主・小作人間に於いては租牛制よりも賃牛制に殆んど一方的に偏してゐた。賃牛制普及の所以は此の點を解明してこそ初めて明かとなるのである。

買牛資力の缺除は官田の場合に於いては租牛制によつて解決せられてゐた。即ち官が地主である場合は殆んど租牛制によつてゐるのである。寺廟宮觀の場合にも一部租牛制が行はれてゐた様である。つまり官田は租牛制に、民田は賃牛制に大體分れてゐたのである。従つて民間に於ける賃牛制普及の所以は、民田に賃牛制が偏重せられた所以を説明すれば自ら諒解せられることとなる。そこで民田小作に於いて賃牛が利便とせられた所以、換言すれば租牛に勝れりとせられた所以を、地主及び小作人の双方の立場から考へて見る。先づ小作人側から扱ふこととする。

民田の小作人には專業農家もあれば兼業農家もあり、又純小作人もあれば、自小作人もあり、又家庭勞働力の豊富なものもあれば少い者もある。又地方によつて耕地狭く人口の多い所謂狭郷もあれば、逆の寛狭もある。かうした複雑な事情によつて各小作人の小作面積は廣狭さまざままで一定して居なかつた。又當時の大土地所有形態は、連續する廣大な地區の一括した占有のみでは無く、分散する零細地段の筆數的兼併も少くなかつたと云ふ^註。然らばそれは各地主の所有耕地を複雑に入り組ませ、上述の諸事情と相俟つて益々各小作人の耕作地段の廣狹を複雑にしたものと思はれる。果して然らば各小作人の必要とする牛力量は大小様々であつた筈である。若し一牛丸借りの租牛制に依つた場合、或る者は牛力に餘剩を

生じ、或る者は不足する。餘剰の者は結局に於いて過大の賃料を負擔する割合となり、不足の者は耕作の完遂に支障を生ずる。つまり租牛制は各小作人の必要とする牛力量との調整に大きな缺陷をもつ。所が賃牛制は必要量だけ借り、それに應じた賃料を拂へばよいので、調節が意のままに行はれ、如何に零細地段の小作人も適宜に牛力を使用し得る。ここに民田小作人が賃牛制を歓迎し専ら此れによらんとした所以があつたと思はれる。寺廟宮觀の小作地に就いても事情は同じである。次に地主側の事情に就いて見る。

地主としては同じ耕牛一頭から出来るだけ多くの賃料収入を擧げなければならぬ。それには租牛制によつて全然耕牛を貸し渡して終ふよりも賃牛制によつて時間貸しを行ひ、活用の妙によつて効率を大きくするのが得策である。租牛制によれば収入が固定するが、賃牛制は運用の妙を得れば収益率を大にするを得、又自己の小作人には如何に零細な者と雖も牛力を利用せしめることが出来る。又一般に北支は粟作を、南支は稻作を主としてゐたが、然し作物はそれに限られてゐたわけではない。黍あり稷（高粱）あり大小豆あり、その他種々の作物があつて季節季節の耕耘に牛力の貸與を巧に運用して行けば利收は益々大となる。更に又耕作上の賃牛のみならず、運搬輸送方面にも利用して収益を加へることが出来る。かうした活用効率の優越が地主をして小作人側と同様賃牛制を撰ばしめ、此れを普及せしめた所以と解せられる。つまり賃牛制は租牛制に比して牛力を零細に利用し得る長所をもち、それが民間の牛力貸借に於いて偏重せられた由因であつたと見て大過ないのである。但し此の賃牛制の採用に就いては地主側に一つの條件を備へる必要があつた。それは他でもない耕牛の飼養施設である。

飼牛施設として必要なものは牛舎と飼料及び牧人である。牛舎・飼料は地主のこと故問題とならぬ。牧人に就いては豪民地主の僮僕擁有を見れば自ら解決せられる。宋代の豪民・地主は例外なく多くの僮僕を有してゐた。例へば北宋初期の山東・青州・臨淄縣の豪民麻氏は五代以來の家柄で、小作人千人以上を擁し、その家僮は五十餘人達したと云ひ、又秦^{註1}

州・長道縣の富民李益は僮僕數百人を有してゐたと云ふ^{註27}。牧人はその中から適宜えらび出して充て得たわけである。宋代豪民の僮僕が牧牛に當つてゐたことを示す適例は目下手もとに見出せないが、たとへ明證を擧げずとも殆んど自明の理として認め得るであらう。當時の農民は耕牛の入手・増殖・兼併に懸命の努力を注いでゐた。佃戸が先づ耕牛を購めて小客より牛客となつてゐたことは先に述べたが、殊に豪民・富農の兼併欲は著しかつた。このことに就いては更めて牛政の章に述べるつもりであるが、尙一二の例を示すならば、太平廣記^{卷一}裴子雲の條に朝野僉載に出づとして

衛州新鄉縣令裴子雲。好奇策。鄙人王敬成邊。留牝牛六頭於舅李進處。養五年產犢三十頭。例十貫以上。

とあるは産殖の例であり、(一頭十貫を晚唐安定期の米價一斗四十文で割出すと二十五石となり、南宋の牛米比價に近し。但し唐の一石は約四斗)同書^{卷四}衛慶の條に

至慶乃賑田常戴月。耕於村南古項城之下。^中家產日滋。飯牛四百蹄。墾田二千畝。

とあるは兼併集中の例である。共に唐代を背景とした話柄ではあるが、以て宋代を推すに足らう。四百蹄は一百頭で、田二十畝に對し一頭の牛を有してゐた割合となる。蓋し耕牛は莊園經營に必要であつたのみならず、賃牛、租牛を通じて立派な投資企業となり、従つて又良價を以て賣捌くことも自由に出來たからである。寺廟宮觀中にも殖牛・兼併につとめてゐたものが多く、此れを常住牛と云つてゐた。

以上を要するに、宋代の小作は概ね地主・小作人間の耕牛貸借の上に立ち、その貸借様式には租牛制と賃牛制との二つがあつたが、賃牛制は租牛制に比して牛力の零細貸借が可能な長所によつて民間に普及し、地主・小作人共に經濟的に採算を得てゐた勘定にはなるが、その收穫の十分一を牛賃とする全國劃一的な賃料によつて小作人は結局地主に一分を搾取せられてゐたのであつて、小作人の經濟生活を考察するに當つては、契約上の小作料(租契)の外に、借用の家屋・農具・種子・糧食・錢等の利賃、租契額に添加する上納乃至「一斗非百合制」等と併せて此の牛賃をも負擔の一として計算

に入れなければ、その眞の姿相は掴めないのである。尙此の賃牛は他の賃牛様式たる租牛と比較して考察する時、相互の理解が一層深められるので、次に續いて扱ふ租牛を参看せられんことを乞ふ。

(昭和二十八年一月四日訂稿了)

註1 宋會要・食貨^六營田雜錄・同年月日の條にも同記事あり。

2 後文に考説する如く、大約米二十五石に當つてゐたと推定せられる。因みに宋の一石は日本の三斗餘に當り、二十五石を日本量に直すと大約八石となる。

3 擴宮(帝陵)及び延祥莊の内容に就いては全く考察してゐないが宋會要・食貨^七賦稅・淳熙五年七月三日の條に

宰執進呈葛郢劄子。乞蠲除紹興府擴宮等處和買。上曰。擴宮山地田園。泰寧寺賜田延祥莊田產。已放免二稅。其和買。紹興府自合一併除轉。云云。

とあり、十月二十六日の條に

詔戶部長貳。同臨安府守臣。覈實擴宮園壇養種花園。諸軍營築宮觀寺處。略^中。其所管稅租並與除。云云。

とある等を参照するに、二稅その他の賦課を免除せられた宮觀の莊田園圃であつたことが察せられる。

4 宋會要・食貨^六逃移・淳熙九年二月十五日の條の臣僚の言に上略。令勸諭上戶。遇有流移之民未復業者。收爲佃戶。借與種糧。秋成之時。量收其息。

とあり、紹熙二年正月九日の湖廣總領所の言に

上略。相率而來。涉冬雪寒饑死道路。遂勸諭稅戶。令招集流民以爲佃客。借假種糧屋宇。使之安存。云云。とある等は流民と小作人との關係を示す若干例である。

5 踏水車に就いては別に近く發表する豫定の拙稿「動使」語解に詳述してゐる。又牛・船・水車が南支稻作地常の必須の農具であつたことは、宋會要・食貨^九版籍・紹興二十二年五月八日の條に

前池州陳湯求言。乞。今後州縣不得將牛・船・水車應干農具增爲家力。其賣買交易。許免收稅。云云。とあるに依つて明かである。

6 耗に就いては歴史學研究八卷七號所載の拙稿「五代の耗に就いて」参照。

7 當時の大土地所有は零細地の分散所有が少くなく、廣闊な一括所有のみではなかつた。此のことに就ては後文に言及する。史學雜誌第四十四編十、十一號所載、周藤學士「宋元時代の佃戶に就いて」参照。但し此の率料制によつて四割或は五割の小作料をとるにしても、文字通り四割・五割を取る單純なものでは無かつた。己述の如く別に一石に就き一斗を添加せしめてゐた地方もあれば、又百合を一斗とせざ、百五十合より百九十合を以て一斗とし、又逆に八十合・九十合を以て一斗として徵收してゐた所もある。即ち土地の肥瘠その他の事情による慣行に基いて實際の取立ては必ずしも四割・五割の契約通りにはなつてゐない。百合を以て一斗とせざる慣行は

會要・食貨^六宋量・紹興三十二年七月二十三日及び九月二十

八日の條に詳しく見えてゐる。

- 9 史學雜誌六〇編六號所載の拙稿「南宋官田の附種に就いて」
宋會要・食貨^七賦稅雜錄・淳熙七年三月十一日の條の四川安撫制置使胡元質の言に

鳳州梁泉・兩當・河池三縣並成州栗亭。以人戶見耕牛具數目爲準。均敷二稅。云云。

- 11 となつて所有耕牛數を以て兩稅の額を決めてゐた縣のあつたことが見える。つまり一耕牛の耕作し得る面積が略々決つており、牛數から所有の土地面積が割出されたからで、此れを逆に云へば一定面積の牛力量は慣行的に定つてゐたこととなる。尙此の記事は役牛農業の普通化を示す。

- 12 南北支那の稻粟主作に就いては社會經濟史學一八卷二號所載の拙稿「唐宋時代に於ける粟の語義・用法」及び別に發表豫定の「唐木時代に於ける粟の語義・用法」參照。

- 13 米と粳との數量關係に就いては、「西日本史學」第八輯所載の拙稿「米」參照。稻米は稻粳の五割、粟米は粟粳の六割である。

- 14 同書・食貨^三營田雜錄・同年月日の條に同じ記事あり。註1に同じ。

- 15 省陌・足陌に就いては故加藤博士の「唐宋時代に於ける金銀の研究」第七章、歷史學研究六卷五・六・七號所載の拙稿「北宋時代に於ける銅鐵錢の需給に就いて」參照。

- 16 宋會要・食貨^六義倉・紹興三十二年十二月十日の條に福建常平司の常平・義倉米の賣價を「十一萬六千三百餘石で二十五萬餘貫たることを示しており、同卷・乾道三年正月十六日

の條の戶部の言に二百萬貫を以て一百万石の米を收糶せしめたとあり、同書・食貨^八受納・乾道七年八月二十五日の條の權發遣隆興府龔茂良の言に官買價每碩一貫五百四十文足は安價にすぎ、市價は二貫三百文足で、七百六十文足の差があることを述べてゐる。

- 17 宋史^{卷一}食貨志・下四・鹽中・宣和四年の條の權貨務の言に當時の米價每碩二千五百乃至三千文なりと述べてゐる。京師開封府の米價であらうから、粟米とも受取れないことはないが、尙よく考へるに東南より漕致した稻米とも受取れる。もし粟米であれば、稻米の價は此れより少し高目となる。

- 18 宋會要・食貨^六營田雜錄・紹興二年三月十日の條に、淮南の江都・天長二縣に未種の水田一萬六千九百六十九頃、陸田一萬三千五百六十六頃あるを以て、諸軍の兵を遣し季節に間に合ふ様耕種を助けしめたとあり、同卷・紹興十三年四月二十四日の條の臣僚の言に、今年は四月間であるから、四月二十四日でも稻田の種付けは間にあふと述べてゐるから、淮南地方に於ける種稻季は三月一杯四月初旬頃迄であつたことが知られる。又宋史^{卷七}食貨志・賦稅の項によれば秋稅の起納を九月一日として十二月十五日迄に終了せしめてゐるから、九月には收穫期に入つてゐたと思はれる。よつて大體半歳と見なすこととしたのである。勿論、廣大な中國の事故地方によつて差があり、稻を二回とする所や七八月頃已に早稻を收めてゐる所もあるが、特例として考察外において。

- 19 同記事は宋會要・食貨^一農田雜錄・同年月の條にも見えてゐる。

20 東方學二輯所載、周慶學士「宋金時代に於ける莊園と佃戶の一考察」參照。

21 續資治通鑑長編卷九 天禧四年四月の條及び泚水記開卷八の記事參照。

22 續資治通鑑編長卷八 雍熙四年六月丁丑の條參照。

追 補

本稿投稿後、北宋末の牛價に關する資料を二つ檢得した。その一は宋會要・刑法節禁約・崇寧四年三月二十七日の條に

臣僚言。伏見。無知之民。日以屠牛取利者。所在有之。略中。

蓋一牛之價不過五七千。一牛之肉不下三二百斤。每斤價值須百錢。利入厚。故人多貪利。不顧重刑。

とあるもので、屠殺すれば三十貫文に値する肉を有つ牛が生牛としては五・七貫であつたと云ふ。他の一つは同書・兵第八軍賞・宣和五年六月五日の條に

兩浙提刑王仲閔申。伏覩。昨收復樂清縣日。拘收到賊人遺下耕牛五千六百餘頭。給與人戶。每頭錢一十貫文。計錢五萬六千餘貫。云云

とあるもので、討賊の戰利品たる耕牛の拂下値段が一頭十貫文であつたと云ふ。崇寧の米價を二貫、宣和の米價を三貫とすれば（本文に大觀・宣和の間の米價二貫五百文乃至三貫文とあるに依り）、耕牛一頭は米三石（日本の一石足らず）前後に當る。此れ

は本文南宋の牛價と米との割合に比し約十分一餘りとなり、安きに過ぎる。このことはそれが屠殺を促進したとある上文臣僚の言にも指摘せられてゐる。何故かくも安價であつたのか判らないが、とにかくこの様な安價のこともあつたことは紛れない。然し此れが正常相場でなかつたことも屠殺の事實に徴して明かである。肉價のみで三二十貫の價を有つ牛は皮筋・胛骨の價値をも入れて更に高價たる可きで、牛皮は特に高かつたから恐らく三四十貫はす可きであると考へられ、果してさうだとすれば、米二十石前後になる。參考の爲め、敢て追記しておく。

Rented Oxen in *Sung* Dynasty

by K. Hino

Most tenants of the manors, which developed in *Sung* Dynasty, borrowed the cultivating oxen from their landowners. Because these

tenants originated in vagabonds from other districts, and were quite propertyless men, landowners had to rent all things which were necessary to the life of tenants: houses, farming tools, seeds, food up to the harvest, money, oxen etc. The method of renting oxen was to rent a necessary amount of labour power in the season when tenants needed oxen. Tenants had to pay a tenth of the yield in reward for it. And this method spread all over China. Reasons of this spread were that the extension of cultivated area by the use of oxen brought the increased profit, which covered the rent of oxen, and tenants made full profits out of borrowing oxen and land owners were able to make the purchase of cultivating oxen a profitable investment by receipt of a tenth of the yield and therefore, their mutual advantage was obtained.